

別添

議員の本会議での発言に対する措置について

今回、令和7年3月7日の本会議における議案審議の中で北岡隆浩議員が発言した次の3点の内容に対し、同月24日に議長が発言の取消しを命じました。

1点目、旧統一教会全般を非難する内容とは別に、個人の氏名を述べないまでも、明らかに特定の市民について、旧統一教会信者であることだけを理由に、国民としての権利を脅かし、又は個人の活動の制限につながりかねない対応を、法的根拠なく執行機関側に繰り返し求める発言がありました。

2点目、令和6年12月19日の本会議での副市長の発言を、後日になって発言を部分的に切り取って、双方の認識や見解が異なる事項について、一方的に「虚偽答弁」と非難する発言がありました。これは議案審議における真摯な議論を否定するだけでなく、人格を直接的に非難するものと判断されます。

3点目、予算議案の質疑の中で、みだりに特定の議員の氏名を挙げながら、断片的な事実を殊更強調しながら、当該議員に対して特定の印象を与えることを意図したかのような、際立った発言がありました。

これらの一連の発言は、法令に定める議会の規律や議案審議に対する議員としての誠実な姿勢や品位に欠けるものとして、地方自治法第132条、及び、高槻市議会会議規則第55条に抵触するものと判断し、市議会の責任と権限のもと、同議員も同席する公開会議の場で審議した上で、議長が同法第129条に基づき、同議員に対し発言の取消しを命じたものです。

本件措置にあたりましては、極めて慎重を期して措置に至ったことを、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

令和7年4月25日

高槻市議会